

# 宝塚小学校区まちづくり協議会会則

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、宝塚小学校区まちづくり協議会（愛称：宝小コミュニティ）という。

(目的)

第2条 ①本会は、地域住民参加による文化・学習・健康促進・福祉・環境美化・防犯・防災その他地域活動を促進し、住民相互の交流とふれあいのある豊かな地域コミュニティづくりに寄与することを目的とする。

②本会は、地域内のすべての自治会との連携を強化し、公平で民主的な明るい地域自治の推進に寄与する事を目的とする。

(活動)

第3条 本会は、その目的を達成するために必要な事業を行う。

(地域)

第4条 本会の構成区域は、原則として宝塚小学校区とし、関係する周辺を含むものとする。

(会員)

第5条 本会の会員は、当該地区内に居住する住民及び地域内の事務所・事業所とする。

(事務局)

第6条 本会の事務局は、会長の定める所に置く。

## 第2章 代 表 委 員

(代表委員)

第7条 代表委員は、本会の構成地域内の各自治会・団体・グループにより推薦され、総会において承認された者をいう。

(代表委員の任務)

第8条 代表委員の任務は、次のとおりとする。

- ① 本会の運営方針の決定に参画する。
- ② 本会の役員を選出する。
- ③ 本会の運営方針に基づき、コミュニティ活動を実施する。

(代表委員の任期)

第9条 代表委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

## 第3章 役 員 及 び 役 員 会

(役員)

第10条 本会に次の役員を置き、役員会を構成する。

会 長	1名	副 会 長	若干名	理 事	若干名	相 談 役	若干名
事務局長	1名	事 務 局	若干名	書 記	1名	会 計	2名
監 事	2名	専門部部長	5名	専門部委員	若干名	＝（副部長・書記・会計含む）	

(役員会の任務)

第11条 役員会の任務は次のとおりとする。

- ① 会長は、本会を代表して会務を総括する。
- ② 副会長は、会長を補佐し事故あるときは、会長の任務を代行する。
- ③ 会計は、本会の運営及び活動に伴う経理の収支を記録し、決算報告する。
- ④ 監事は、本会の会計を監査する。
- ⑤ 事務局長（事務局）・書記は、本会の目的を遂行するため、事務連絡・調整にあたる。
- ⑥ 理事は、本会の目的の達成のため、審議に参画し、活動にあたる。
- ⑦ 専門部部長は、本会の目的達成のため審議に参画し、活動計画ならびに事業の遂行にあたる。
- ⑧ 顧問または相談役は役員会の同意を得て会長が委嘱し、役員会の諮問に応じ意見を述べる事が出来る。

(役員会の任務)

第12条 役員会は、次の事項について協議決定する。

- ① 総会に提出する議案。
- ② 総会議決事項の具体化の協議及び企画決定。
- ③ その他、本会の運営に関する事。

(役員任期)

- 第13条 1 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。  
2 欠員により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

## 第4章 総 会

(総会)

- 第14条 1 総会は、代表委員をもって構成し、毎年5月に定例総会を会長の招集により開催する。  
2 総会は、代表委員の2分の1以上の出席により成立する。  
但し、委任状をもって出席に代えることができる。  
3 総会は、次の事項について議決する。  
① 事業報告及び決算の承認。  
② 事業計画及び予算の承認。  
③ 役員選出及び承認。  
④ 会則の制定及び改廃の承認。  
⑤ その他、本会の運営に関する重要事項の承認。  
4 会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

## 第5章 専門部及び特別委員会

(専門部)

第15条 本会の運営及び活動を円滑に進めるため、次の専門部を設置する。

- ① 広報活動部
- ② 健康促進活動部
- ③ 福祉活動部
- ④ 子ども育成活動部
- ⑤ 文化学習活動部

(特別委員会)

第16条 本会に、必要な場合は特別委員会を置くことができる。

- ① 特別委員会として、地域自治推進委員会を設置する。

## 第6章 会 計

(経理)

第17条 本会の経理は、助成金・寄付金及び会費等を以て充てる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第7章 雑 則

(雑則)

第19条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な規則等に関しては、役員会の議決を経て総会に報告。

付 則 この会則は、平成9年11月30日から施行する。

平成11年5月29日一部改正、平成16年5月29日一部改訂、平成25年5月25日一部改正  
平成26年5月24日一部改正、平成28年5月28日一部改正、平成30年5月18日一部改正  
令和4年5月28日一部改正

# 宝塚小学校区まちづくり協議会組織図

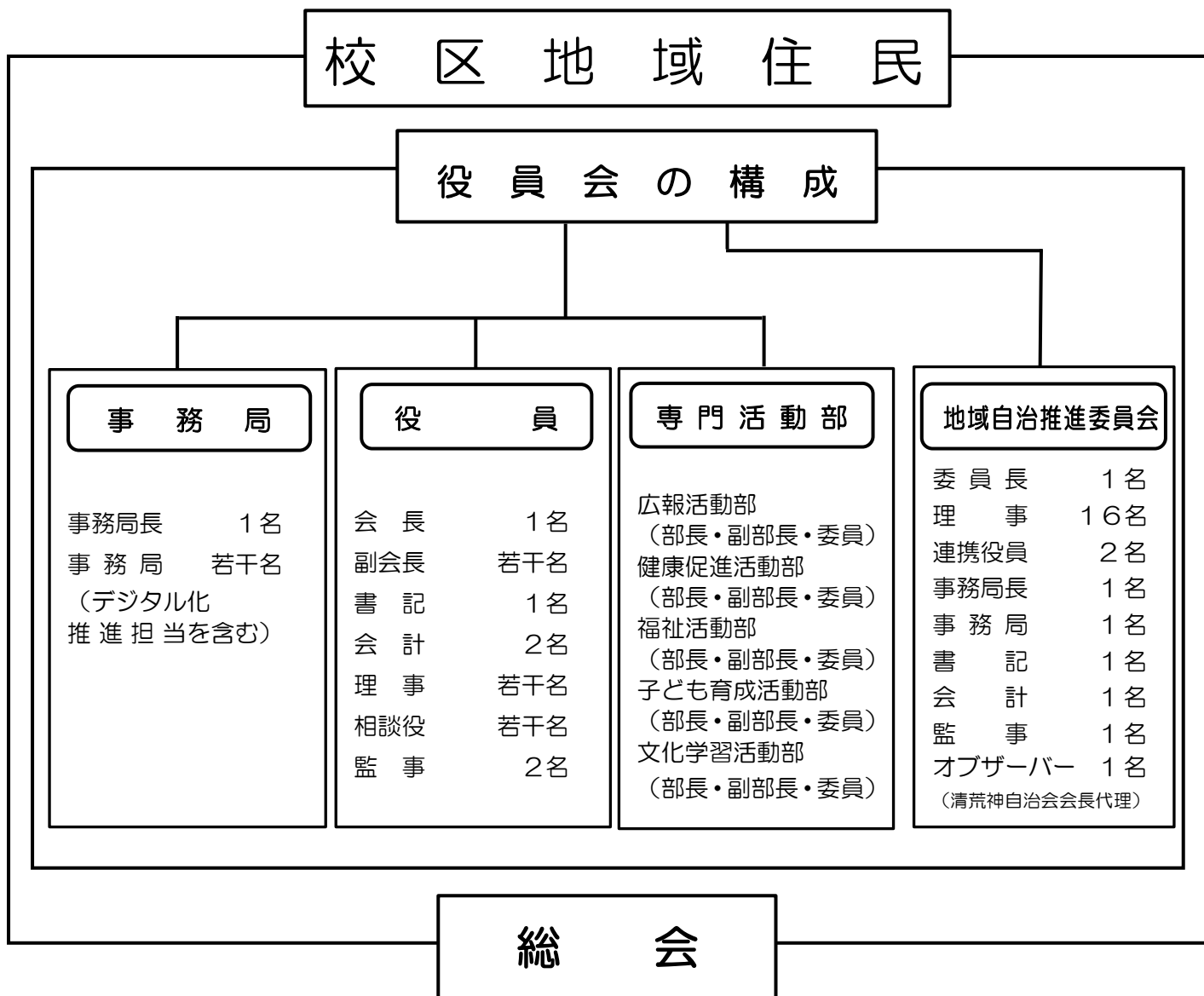
・宝塚小学校区まちづくり協議会の組織は自治会の組織と、校区内の住居表示の地区をもとにする。

## ・自治会組織

- ・ 御殿山高台
- ・ 南御殿山
- ・ ドルミ宝塚御殿山
- ・ エスリード宝塚
- ・ ローズハイツ宝塚
- ・ 宝塚市栄町西
- ・ 宝塚市花のみち
- ・ ソリオ宝塚
- ・ 清荒神（1）
- ・ 川面荘園
- ・ 旭町（1）
- ・ 宝塚宮の町
- ・ 池田
- ・ 鍋野
- ・ 小場
- ・ 大道

## ・校区内住居表示

- ・ 御殿山 4
- ・ 御殿山 3
- ・ 御殿山 2
- ・ 御殿山 1
- ・ 武庫川町
- ・ 栄町 3
- ・ 栄町 2
- ・ 栄町 1
- ・ 清荒神 1
- ・ 旭町 1
- ・ 宮の町
- ・ 桜方丘
- ・ 川面 6
- ・ 川面 5
- ・ 川面 4
- ・ 川面 3
- ・ 川面 2
- ・ 川面 1



# 宝塚小学校区まちづくり協議会（愛称：宝小コミュニティ）

令和4年5月現在

## 地域住民代表組織について（順不同）

1. 自治会
2. 保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校
3. 幼稚園PTA・小学校育友会・中学校PTA
4. 川面財産区管理会
5. 補導委員
6. 民生委員児童委員
7. 老人会
8. 保護司
9. 子ども会
10. 御殿山中学校区青少年育成市民会議
11. 川面地車保存会（東・西・南）
12. 川面青年団（東・西・南）
13. 川面地区自主防災会
14. 千吉音頭子ども会
15. 千吉音頭保存会
16. 地域包括支援センター
17. 宝塚NPOセンター
18. 芽ぶき
19. 宝塚認知症オレンジロバネットワーク
20. 宝塚市社会福祉協議会
21. ソリオ北山手商店会
22. 御殿山児童館
23. 社会福祉法人宝塚・御殿山福祉会
24. 宝塚市商店連合会
25. ダブルれいんぼ～



地域で活躍しているグループ等

ご紹介ください！！